

【新設】(発生し得る危険を勘案して計算した金額の円換算)

20-5-20 令第188条第2項第1号イ(4)《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に掲げる「外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」は、当該計算により算出した外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日（同条第7項の規定の適用がある場合には、同項に規定する一定の日）における電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。

同条第2項第1号ロ(2)に掲げる「外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」、同条第4項第1号ニ及び同項第2号ロに掲げる「外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」についても、同様とする。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された（法141-イ）。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定（一部の規定を除く。）に準じて計算することとされている（法142①②）。

- 2 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する別段の定めの一つとして、外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額が、その外国法人の資本に相当する額のうちその恒久的施設に帰せられるべき金額（恒久的施設帰属資本相当額）に満たない場合には、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額のうちその満たない金額に対応する部分の金額は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする規定が設けられている（法142の4①）。

- 3 ここで、恒久的施設帰属資本相当額を資本配賦原則法（法令188②-イ）により計算する場合に用いる法人税法施行令第188条第2項第1号イ(4)《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に掲げる「外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」は、いかなる為替相場により円換算をした金額によるのかということが問題になる。

この点、この円換算は、外貨と円の翻訳であるとの立場からその事業年度終了の日における電信売買相場の仲値（T.T.M.）によることになるのであり、本通達前段ではこのことを明らかにしている。

- 4 なお、外国法人の行う事業の特性、規模その他の事情により、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書の提出期限までにその計算を行うことが困難な常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長への届出を要件として、その各事業年度終了の前日6月以内の一定の日の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額をもって、その各事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金

額とすることができる」とされており（法令188⑦）、この場合の円換算は、その一定の日における電信売買相場の仲値（T.T.M.）によることを本通達前段の括弧書において明らかにしている。

- 5 また、恒久的施設帰属資本相当額を規制資本配賦法（法令188②一ロ）により計算する場合に用いる同号ロ(2)に掲げる「外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」及び恒久的施設帰属資本相当額を連結資本配賦法等（法令188④）により計算する場合に用いる同条第4項第1号ニ及び同項第2号ロに掲げる「外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額」についても同様であることを本通達後段において明らかにしている。